

各都道府県公益法人行政担当部局長 殿

内閣府大臣官房公益法人行政担当室長

公益法人における消費税等の会計処理について（通知）

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）、「所得税法等の一部を改正する法律」（平成30年法律第7号）、「消費税法施行令等の一部を改正する政令」（平成30年政令第135号）及び「消費税法施行規則等の一部を改正する省令」（平成30年財務省令第18号）の規定により、令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入されます。同制度の導入に伴い、公益法人の会計に関する研究会及び公益認定等委員会において検討を行った結果、公益法人における消費税等（※）の会計処理については下記のとおりとします。

貴職におかれましては、当該事務を行うに当たっては、下記事項を踏まえ、適切に実施されるとともに、所管の公益法人をはじめ、広く周知されるようお願いいたします。

なお、この通知に関連する「公益法人会計基準」及び「公益法人会計基準の運用指針」の変更はありません。

また、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

※消費税等：消費税及び地方消費税

記

1. インボイス制度導入後の税込方式の継続について

公益法人における消費税等の会計処理について、現在税込方式を採用されている法人におかれましては、従来どおり税込方式を採用しても差支えありません。

2. インボイス制度の導入に伴う税込方式から税抜方式への変更について

インボイス制度の導入に伴い、消費税等の会計処理を税込方式から税抜方式へ変更する場合におかれましては、過去の期間に消費税等が算入された固定資産等の取得原価を修正する際、相当の期間にわたり情報を入手することが必要となり、実務的な対応に困難を伴うことが想定されるため、変更初年度の期首より前までに消費税等が算入された固定資産等の取得原価から消費税等相当額を控除しないことができます。

また、消費税等の会計処理（方針）の変更に関する「財務諸表に対する注記」において、当該変更による影響額の記載についても法人の負担を鑑み記載しないこともできます。

（参考資料）

「令和4年度公益法人の会計に関する諸課題の検討結果及び整理について」（令和5年2

月3日 内閣府公益認定等委員会 公益法人の会計に関する研究会)

以上

(照会先)

内閣府 大臣官房公益法人行政担当室

電話:03-5403-9555 (内線 9535、9531)